申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

（整理番号　　－　　）

処　　分　　名	特例承継計画の変更の確認
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 1 項または第 2 項
所管部課グループ名	地域産業・技術振興課繊維・製造業振興グループ（電話 0776-20-0370（内線　2746））

	項　　目	内　　容
審査基準		・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 1 項または第 2 項の規定に合致していること。 ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 5 項において準用する同規則第 17 条第 2 項に基づく申請書および書類の提出があること。
	設定年月日　　平成 30 年 9 月 13 日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）	
標準処理期間		1　　月
	設定年月日　　平成 30 年 9 月 13 日設定（平成　　年　　月　　日最終変更）	